

第三次足立区緑の基本計画

【計画期間】令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度

令和 2（2020）年 12 月

足 立 区

都市建設部 みどり推進課

は じ め に

第二次足立区緑の基本計画策定からおよそ10年が経過しました。この間、足立区では日暮里・舎人ライナーの開業による周辺開発、新田地区の大型集合住宅開発などが進み、人口も4万人以上増加。緑も公園の整備が進んだこと（281haから326haに増）や樹木の生長、大規模な開発により草地に樹木が植えられた（東京電機大学、新田地区共同住宅等）ことで、樹木で覆われた土地の割合を表わす樹木被覆地率が7.7%から9.4%に増加するなど、区を取り巻く環境も変化してきました。

10年ぶりの改定作業にあたっては、審議会に初めて公募による区民や議員の皆様にも加わっていただき、慎重かつ丁寧な審議を重ねました。これまで庁内関係者のみで策定していた計画を、広くまちに開いた形で進める初の試みでした。

今回は特に、区の基本構想・基本計画との整合を図りつつ、「緑を育むために自ら行動し、活動する人を増やす」「魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進」の2つを目標に据えました。

まちがどのように変化しようとも、緑は私たち区民の毎日にとって欠くべからざる要素であり、生活の質を担保する重要な資源でもあります。区の基本理念である協創を軸として、緑に係わる様々な人々や団体などが集い、緩やかなネットワークを作りながらそれぞれが目標に向かって活動していく。私たち行政は、そのような緑のプラットフォームを構築しながら、足立区を水と緑の誇れるまちへと導いていきたいと願っています。もちろん、その主役は区民の皆様お一人おひとりです。

令和2年12月

足立区長 近藤 やよい



目次

序章 わたしたちの暮らしと緑	1
1 緑の効果（グリーンインフラ）が支えるまち	2
（1）環境・景観に関わる緑の効果	4
（2）防災・減災に関わる緑の効果	5
（3）地域振興に関わる緑の効果	6
2 持続可能な開発目標（SDGs）と緑	8
第1章 計画の基本的事項	9
1 計画改定の背景	10
（1）緑に関わる計画・調査の経緯	10
（2）国や東京都の動向	11
2 計画の目的と位置づけ	13
（1）目的	13
（2）位置づけ	13
3 計画の対象と対象区域	14
（1）計画の対象	14
（2）対象区域	14
4 計画期間	15
5 計画の推進体制及び進行管理	16
（1）「（仮称）足立区緑の基本計画推進会議」の設置	16
（2）国・東京都との連携	16
（3）PDCAサイクルに基づく進行管理	17
第2章 緑の現状と課題	19
1 区の概況	20
（1）人口の推移 ～令和12年まで上昇の見込み～	20
（2）位置及び地勢 ～四方を川に囲まれた平坦なまち～	20
（3）市街地の発展 ～都市化とともに多くの公園を整備～	21
（4）土地利用 ～過去20年間で宅地化が進行～	22
（5）緑被地・樹木被覆地の分布 ～5割以上が民有地～	22
2 緑の量の変化と第二次計画の達成状況	23
（1）緑の量の変化	23
（2）第二次足立区緑の基本計画の達成状況	25
3 緑の現状と課題	26
（1）緑に対する区民の意識と活動の視点	26
（2）まちづくりを通じた緑の保全と創出の視点	28
4 課題と解決の方向性	34

第3章 計画の目標と体系	37
1 計画の目指すべき姿	38
2 計画の体系	39
(1) 計画の構成と目標	39
(2) 計画目標・施策の指標	40
(3) 施策・取組み一覧	41
第4章 施策の展開	43
1 [計画目標1] 緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす	44
2 [計画目標2] 魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進	56
<分類Ⅰ 骨格となる水と緑>	56
<分類Ⅱ 身近な緑>	70
資料編	95
資料1 指標一覧	96
資料2 計画策定の経過	97
(1) 足立区緑の基本計画改定審議会委員名簿	97
(2) 足立区緑の基本計画改定審議会幹事名簿	98
(3) 審議会の検討体制	98
(4) 審議・検討経過	99
(5) パブリックコメントの実施	99
資料3 用語解説	100



用語の説明について

本文中、右上に＊が付いている用語は、巻末の資料編「資料3 用語解説」(100ページ～)に各用語の説明がありますので、そちらを参照してください。

表記例) 緑被率*

水と緑を誇れるまち あだち

し
識る

まも
守る

い
活かす

つな
繋ぐ

計画目標 1 緑を育むために自ら行動し、活動する人を増やす

計画目標 2 魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進

まちづくり



序章

わたしたちの暮らしと緑

1 緑の効果（グリーンインフラ）が支えるまち	2
（1）環境・景観に関わる緑の効果.....	4
（2）防災・減災に関わる緑の効果.....	5
（3）地域振興に関わる緑の効果	6
2 持続可能な開発目標（SDGs）と緑	8

序章 わたしたちの暮らしと緑

1 緑の効果（グリーンインフラ）が支えるまち

私たちの身近にある緑は、生きものが生育・生息するための場所をつくることによって、生物多様性*の保全に貢献するとともに、ヒートアイランド現象*の緩和や、四季を通じて良好な景観を形成するなど、人が自然と共生し、心豊かに生活するための「環境・景観」を整える役割を果たしています。

しかし、緑の役割はこれだけに留まりません。樹木や空き地があることによる大規模火災発生時の延焼防止、緑地や農地が雨水を貯留し地下に浸透させることによる都市型水害の軽減など、私たちの安全な毎日を支える「防災・減災」の役割も忘れてはなりません。

また、公園や緑のある場所に人が集い、活動することで生まれるコミュニティの形成や賑わいの創出などを通じて、そこに暮らす人々や地域を活気づける「地域振興」の面からも、緑の果たす役割は非常に重要です。緑は、人口減少・高齢化に対応した持続可能な地域づくりなどの課題に対し、健康増進やレクリエーションの場を提供します。

この計画で 用いる 「緑」

足立区緑の保護育成条例では、「緑」を「樹木、樹林、草花等」と定義していますが、本計画では、**植物に加え、草地、樹林地、農地、公園、街路樹、住宅地や事業所、公共施設の緑地など、植物と一体となって形成される空間**を含んで定義します。

緑の効果

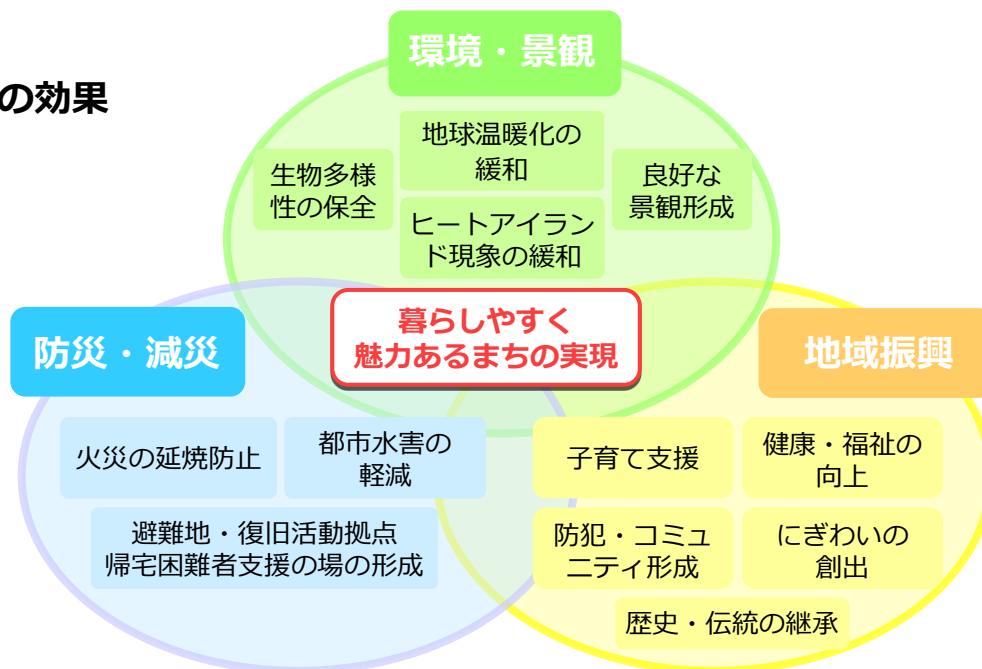


図 この計画で用いる「緑」の定義と緑の効果（グリーンインフラ）

参考文献：「国総研資料No. 914 これからの都市緑地計画の展望」（平成28年6月 国土技術政策総合研究所）、「グリーンインフラ推進戦略」（令和元年7月 国土交通省）等を参考に整理

単に環境や景観面が強調されがちな緑の効用の多面性をしっかりと啓発することで、緑とともに生きることがいかに豊かで魅力あふれる毎日を与えてくれるのかを、区民が広く理解し、積極的に緑を維持保全し、さらには創出していく活動にもかかわっていくよう促すことは、本計画の重要な目的の一つでもあります。

上記のような、地域課題の解決のために緑が果たす役割を表す概念として、「グリーンインフラ」（グリーンインフラストラクチャー）があります。

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」です（「グリーンインフラ推進戦略（国土交通省 令和元年7月4日公表）」より）。

また、令和2年（2020）年には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に伴い、これまでの働き方や暮らし方を大きく転換することを余儀なくされました。その中で、テレワークの合間のリフレッシュや運動、子どもとの時間を過ごす場として、多くの人々が身近な公園や水辺を訪れました。「新しい生活様式」の定着が進むことで、身近な緑は区民の暮らしの中でその存在感を増すと見込まれます。

このような社会の大きな変化に対応しつつ、緑の効果すなわちグリーンインフラの視点を持って、区民をはじめとする多様な主体が暮らしに根ざした緑を育て、活かしていくことによって、暮らしやすく魅力のあるまちの実現を目指します。



図 グリーンインフラの考え方と事例

（「国土交通省グリーンインフラポータルサイト」（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000143.html）掲載図を加工して作成）

(1) 環境・景観に関わる緑の効果

ア 生物多様性の保全

樹木や草、水辺のある環境は、様々な生物が生息、生育する場となります。

区内には、荒川河川敷を代表とした豊富な河川空間や、大規模な都立公園、佐野いこいの森緑地、桑袋ビオトープ公園等、多様な生物の生息場所があります。それらの中継し、エコロジカルネットワーク*を形成することが生物多様性*の保全に繋がります。



ハグロトンボ



カルガモ

桑袋ビオトープ公園と現地で確認できる生物

イ 地球温暖化の緩和

依然として温室効果ガス*の濃度は世界中で上昇傾向にあり、地球温暖化も進んでいます。日本の平均気温は、明治31（1898）年以降、100年あたりおよそ1.2℃の割合で上昇し、すでに各地に夏の暑さや、異常気象などによる影響が出ており、緑化による地球温暖化対策（温室効果ガス*吸収源対策）が求められます。

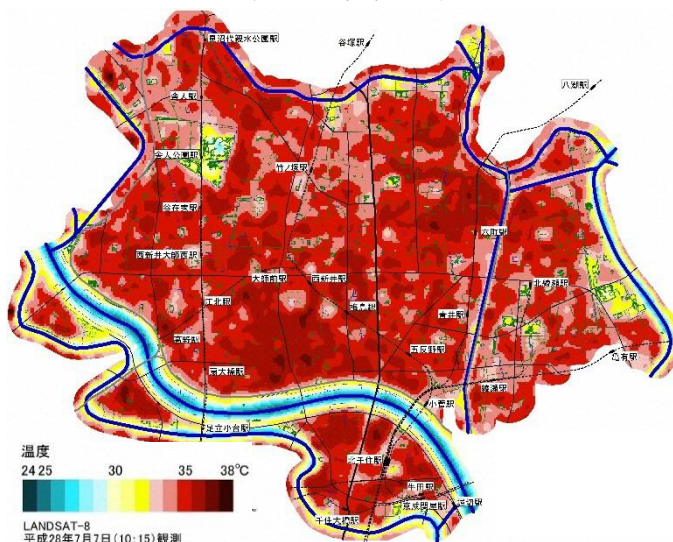


涼しげな木陰の様子
(毛長川遊歩道)

ウ ヒートアイランド現象の緩和

樹木がつくる日影や、建物を覆う屋上緑化、壁面緑化は、日射によってコンクリートやアスファルトが熱を持つことを防ぎます。また、まとまった緑地は島状に冷気が集まる「クールアイランド」を形成します。

足立区内でも、密集市街地化している地域や公園が少ない地域は、他より地表面温度が高いことがわかり（「足立区緑の実態調査＜第6次＞」（平成29年度実施）より）、このような地域には更なる緑化が求められます。



左の図は、人工衛星が観測したデータを基に作成した、足立区の夏期昼間の地表面温度分布を示しています。

まとまった緑のある舎人公園周辺や、荒川、隅田川などの河川沿いでは最高気温（36.1℃）から1.0℃近く低くなっていますが、大きな公園が少ない関原・本木周辺では温度が高くなっていました。

図 足立区の地表面温度分布図
出典：「足立区緑の実態調査＜第6次＞」

エ 良好な景観形成

花や緑があることで、うるおいや安らぎの感じられる景観、四季の変化が感じられる景観がつくられます。

区内でも、見沼代親水公園や圀川沿川の緑と水辺の空間を特別景観形成地区*に指定し、水と緑を活かした景観形成を進めています。



圀川（神明・六木遊歩道）

（２）防災・減災に関わる緑の効果

ア 火災の延焼防止

緑地や広場は、江戸時代から火除地の役割を担ってきました。関東大震災、阪神・淡路大震災においても、公園や樹木が延焼を阻止した例がいくつも確認されています。今後も、火災時の延焼防止のために、樹木に囲まれた緑地やオープンスペースの確保が求められます。



火災発生時に
焼け止まりとなった公園
出典：「未来につなぐ都市と緑」
（国土交通省）

『樹木が火から守ってくれました』

- 第二次大戦の戦場から戻った際に、焼け野原のなか、我が家の樹林だけが残っていました。昭和20（1945）年4月13日の空襲の猛火から、避難した人を我が家の樹林が守っていたそうです（区内保存樹林所有者）。
- 近所の工場が火災になった際に、自宅は樹木があったことで被害から免れました（区内保存樹木所有者）。

イ 都市型水害の軽減

気候変動による影響の一つとして、豪雨の頻発が懸念されています。農地、公園や各家庭の敷地内の庭などの緑地が有する雨水貯留、浸透機能は、雨水が短時間で河川に流れ込むことを防ぎ、水害の軽減に貢献します。例えば、谷在家公園は一般的な2.5mプール3杯分以上の水を貯留することができます。

足立区は区全体が河川に囲まれた平坦な土地であり、豪雨などの際に都市型水害の発生が懸念されます。令和元（2019）年10月の台風19号の際には、「これまでに経験したことのない大雨・暴風・高潮」の同時多発的災害の発生が危ぶまれました。こうした状況から、雨水を浸透・貯留できる緑地や農地は今後ますます重要な存在となります。



令和元（2019）年の
台風19号の影響で増水した荒川

ウ 避難地・防災訓練場としての機能

公園内の広場や運動場などの広いスペースは、災害時の避難地や避難路、帰宅困難者の収容空間としての役割を担います。また、被災時の後方支援拠点、被災後の被災地支援や復旧拠点としても機能します。

足立区では、避難所近くの区内52箇所の区立公園に、防災井戸、災害緊急トイレ及びソーラーLED照明灯といった、防災対策設備を設置しています。身近な公園等は、平時には防災訓練の場として活用されるとともに、災害時には一時集合場所となる箇所もあり、今後も区民の防災意識を育む場として活用していく必要があります。



防災訓練の様子
(千住龍田町防災ひろば)

(3) 地域振興に関わる緑の効果

ア 健康・福祉の向上

公園は、ウォーキングやジョギング、体操など、健康の維持増進に資する場になっています。

また、近年では、花や野菜を育てることを通じたリハビリテーションや園芸療法などの効果も注目されています。

区の65歳以上の人口構成比は24.8%（令和2（2020）年）と高く、「人生100年時代」を生き抜くためにも、健康増進や生涯学習のために公園の活用が更に求められます。



公園や広場などで気軽に
楽しみながら健康体力づくり
を行う「パークで筋トレ」

イ 子育て支援

子どもが健やかに成長するために、屋外で身体を動かすことは重要です。公園や河川敷の運動場などの空間は、屋外での自然とのふれあいや、身体を動かす遊びの場となります。

公園以外に、まちの中で子どもがのびのびと遊べる場所、自然とふれあえる場所は少なくなっており、今後も公園を身近な遊び、学びの場として活かしていく必要があります。



公園を利用する親子連れ
(大谷田南公園)

ウ 防犯・コミュニティ形成

公園や緑地で地域の人々が憩うこと、花植えや掃除などの管理に携わる活動をする、祭りや地域行事の場として活用することで、人々が交流・連携する機会が広がり、コミュニティ形成につながっていきます。

区では、「美しいまち」を印象付けることで犯罪の抑止を目指す「ビューティフル・ウインドウズ」運動の一環として、花で彩るまちづくりを進めています。あわせて、外に出て花の手入れをすることで、子どもの見守りや交流のきっかけとなることも期待しています。



公園の自主管理清掃団体

エ にぎわいの創出

魅力的な公園や並木道は、それ自体が地域資源、観光資源となり、多くの人をひきつけます。また、公園で開催するイベントに多くの人が集まることで、地域の交流や経済を活性化する効果も期待できます。

あだち区民まつり「^{エー・フェスタ}A-Festa」(荒川河川敷(虹の広場))、光の祭典(元洲江公園)など、区内の公園等で開催されるイベントには、多いもので10～20万もの人々が集まり、まちのにぎわい創出に貢献しています。



あだち区民まつり「A-Festa」
(荒川河川敷)

オ 歴史・伝統の継承

かつて足立区は江戸東京に隣接する近郊農村で、田畑と家屋、樹林が一体となった風景が多く見られました。

また、古くからある寺社などの樹木は、地域に愛され、大切にされてきました。

現在まで残る農地や大木、樹林は、区の在りし日の姿や暮らしぶりを今に伝える象徴となっています。



敷地内に多くの大木が残る
花畑大鷲神社

コラム

樹木の効果を見える化する新しいツール「^{アイ ツリー}i-Tree」

緑には、生物多様性の保全、都市型水害の軽減、健康・福祉の向上など、様々な効果があります。しかし、その効果を、誰に対してもわかる形に見える化することは難しいとされてきました。

その中で、近年「^{アイ ツリー}i-Tree」というツールが誕生しました。

i-Treeは、アメリカで開発された、樹木の効果を定量的に評価するコンピュータープログラムの総称です。一般的な土地利用と樹木の種類、本数、樹高、枝張りなどのデータをもとに、樹木・樹林地の構造とそれらがもたらす効果とその貨幣価値を定量的に示すことができます。

i-Treeによる定量評価の結果は、樹種を選択や維持管理の優先度の設定、費用対効果の分析などに、欧米をはじめ世界各地で活用されています。

限られた予算の中で、高い効果を持つ緑を適切に保全、創出していくため、足立区においても、今後、こうした評価手法を参考に、緑が持つ効果をわかりやすく区民に示していきます。



i-Treeで評価できる
樹木・樹林地の効果の例

- 炭素の蓄積・固定
- 大気汚染物質の除去
- 雨水の流出抑制
- 冷暖房の使用量削減
- 健康被害の軽減
- 野生生物の生息地・多様性

など

2 持続可能な開発目標（SDGs）と緑

気候変動をはじめとする地球規模の環境問題に関心が高まる中、持続可能で安心して住み続けられるまちづくりに向け、緑が果たす役割はますます大きくなっています。

その一つが、「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下、「SDGs」という。）への貢献です。SDGsは、平成27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、17の目標と169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会を実現するため、途上国に限らず先進国を含む全ての国に適用される普遍的な目標です。

SDGsの17の目標を見ると、「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標13 気候変動に具体的な対策を」「目標15 陸の豊かさを守ろう」「目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう」などが、緑の保全・創出に向けた取組みに特に関わりの深いものになっています。

SDGsの達成に向け、区民、事業者、団体、区等、多様な主体の協創により緑を守り育てていくことが必要です。



図 SDGsの17の目標（ゴール）

出典：国際連合広報センターWEB サイト

表 SDGsの17の目標のうち、緑の保全・創出に向けた取組みに特に関わりの深い目標

目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性損失を阻止する
目標17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第1章

計画の基本的事項

1 計画改定の背景

- (1) 緑に関わる計画・調査の経緯 10
- (2) 国や東京都の動向 11

2 計画の目的と位置づけ

- (1) 目的 13
- (2) 位置づけ 13

3 計画の対象と対象区域

- (1) 計画の対象 14
- (2) 対象区域 14

4 計画期間 15

5 計画の推進体制及び進行管理

- (1) 「(仮称) 足立区緑の基本計画推進会議」の設置 16
- (2) 国・東京都との連携 16
- (3) P D C Aサイクルに基づく進行管理 17

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

(1) 緑に関わる計画・調査の経緯

区では、「足立区緑の実態調査」によって緑の現況と推移を把握し、その結果を踏まえ区内の緑を創り、守り、育んでいくため、平成9（1997）年に「第一次足立区緑の基本計画」、平成19（2007）年に「第二次足立区緑の基本計画」を策定し、取り組みを進めていきました。

平成23（2011）年には、「画一的で個性がない」「利用者のマナーに関する苦情が多い」など、多くの課題を抱えていた公園を、区民とともにもっと楽しく魅力的なものとしていくため、公園の配置計画や整備方針に加え、利用（管理運営）と再生（改修）に関する施策を整理した「あだち 公園☆いきいきプラン」を策定しました。また、平成30（2018）年には本プランの実行計画として「パークイノベーション推進計画」をまとめ、目的に合わせて選べる公園整備、計画的で効率的な公園改修、公園利用のきっかけづくりを進めてきました。

さらに、東京都・特別区・市町（村）共同で「都市計画公園・緑地の整備方針」「緑確保の総合的な方針」を定め、公園の整備、緑地の保全等を計画的に推進してきました。

表 緑に関わる計画・調査の経緯

年度／年月	取り組み
平成 6（1994）年度	足立区緑の実態調査（第3次）実施
平成 9（1997）年 9月	第一次足立区緑の基本計画 策定
平成 16（2004）年度	足立区緑の実態調査（第4次）実施
平成 18（2006）年 3月	「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」策定
平成 19（2007）年度	第二次足立区緑の基本計画 策定
平成 21（2009）年度	足立区緑の実態調査（第5次）実施
平成 22（2010）年 5月	「緑確保の総合的な方針（東京都・特別区・市町村）」策定
平成 23（2011）年 6月 12月	「あだち 公園☆いきいきプラン」策定 「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」改定
平成 25（2013）年度	魅力ある地域の公園づくり ～パークイノベーション～取組開始
平成 28（2016）年 6月	「緑確保の総合的な方針（東京都・特別区・市町村）」改定
平成 29（2017）年度	足立区緑の実態調査（第6次）実施
平成 30（2018）年 4月	「足立区パークイノベーション推進計画」策定
令和 2（2020）年 7月	「緑確保の総合的な方針（東京都・特別区・市町村）」改定 「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」改定

(2) 国や東京都の動向

第二次足立区緑の基本計画を策定した平成19(2007)年度以降、公園緑地、都市農地をめぐる国や東京都の施策も大きく変化しています。区のこれまでの取組みを発展させつつ、以下に示す国や都の動向を踏まえ、計画を改定しました。

ア 【国】 公園緑地政策の大きな転換

(ア) 公園の確保や緑地の保全から、緑のまちづくりへの活用へ

国の公園緑地施策は、長い間、経済の成長や人口の増加を背景に、絶対量が不足していた都市公園を量的に確保すること、都市化に伴う高い開発圧力から良好な緑を守ることを重視してきました。しかし、高齢化、人口減少、社会の成熟化に伴う人々の価値観の多様化が進む中、都市公園の確保や緑地の保全といった従来の取組みにとどまらず、緑の多様な効果をまちづくりに活かしていくことが求められるように変化してきました。

(イ) 緑を「使いこなす」新たなステージへの移行と法改正

平成28(2016)年5月、国土交通省は『『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終報告書』を公表し、「緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ(新たなステージ)へと移行すべき」との方向性が打ち出され、民との連携の加速化、都市公園の柔軟な活用などが重視すべき点として示されました。

また、平成29(2017)年6月には、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)が施行され、P a r k - P F I^{パーク・ピーエフアイ}制度*、公園の活性化に関する協議会の設置、民間による市民緑地の整備をはじめ、区民や事業者と連携して、公園の活用や緑の創出を進める新たな制度が示されました。

イ 【国】 都市農地の位置づけの変化

(ア) かつての都市農地は「宅地化すべきもの」

都市農地は、高度経済成長期以降、市街化の進展とともに消えていく過渡的な存在と捉えられていました。昭和60年代になると、急激な地価上昇に伴う宅地需要のひっ迫に対応するため、都市農地の宅地化促進が求められるようになり、宅地化する農地と、生産緑地地区に指定し保全する農地への区分が進められました。

(イ)「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」への転換

近年の「都市に農業や農地を残していくべき」という声の高まりや、東日本大震災をきっかけとした都市農地の防災機能の見直しなどを背景に、平成27（2015）年の都市農業振興基本法制定、その翌年の都市農業振興基本計画の閣議決定を経て、従来「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置づけは、都市に「あるべきもの」へと大きく転換されました。

(ウ) 都市農地は保全すべき緑地へ

平成29（2017）年の都市緑地法の改正により、緑地の定義に「農地」が含まれ、都市緑地法の諸制度の対象とすることが明確化されました。そのため、緑の基本計画に都市農地の保全に関する施策を位置づけ、計画的に農地の保全に取り組むことが求められています。

ウ 【東京都】 2040年代を見据えた都市づくりと緑の取組み

(ア) 減少が続く都内の緑

これまで東京都は、「緑確保の総合的な方針」や「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定し、緑の保全や創出に取り組んできました。これらの取組みなどにより、公園・緑地は着実に増加するとともに、都市開発による公開空地等の緑や街路樹の緑なども充実してきました。しかし、周辺区部や多摩地域においては、宅地化等により農地が減少しており、緑の減少の大きな要因の一つとなっています。

(イ)「都市づくりのグランドデザイン」策定

東京都は、社会経済の大きな変化に対応しつつ、長期的な視点を持って都市づくりを進めていくため「都市づくりのグランドデザイン」（平成29（2017）年9月）を策定し、都市づくりの目標として、『みどりを守り、まちを守り、人を守る。あわせて、東京ならではの価値を高める』ことを掲げました。また、都市づくりに関する7つの戦略の一つに、「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を設定し、生物多様性にも配慮した緑の積極的な創出、農地の保全と次世代への継承、水辺を楽しめる都市空間の創出などの方針、取組みを示しています。

(ウ)「東京が新たに進める緑の取組」公表

「都市づくりのグランドデザイン」を受け、令和元（2019）年5月には緑の分野における今後の取組みを示す「東京が新たに進める緑の取組」が公表されました。今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標に、拠点・骨格となるみどりを形成すること、将来にわたり農地を引き継ぐこと、みどりの量的な底上げ・質の向上を図ることなどを方針とし、区市町村や関係機関と連携して取組みを推進していくこととしています。

2 計画の目的と位置づけ

(1) 目的

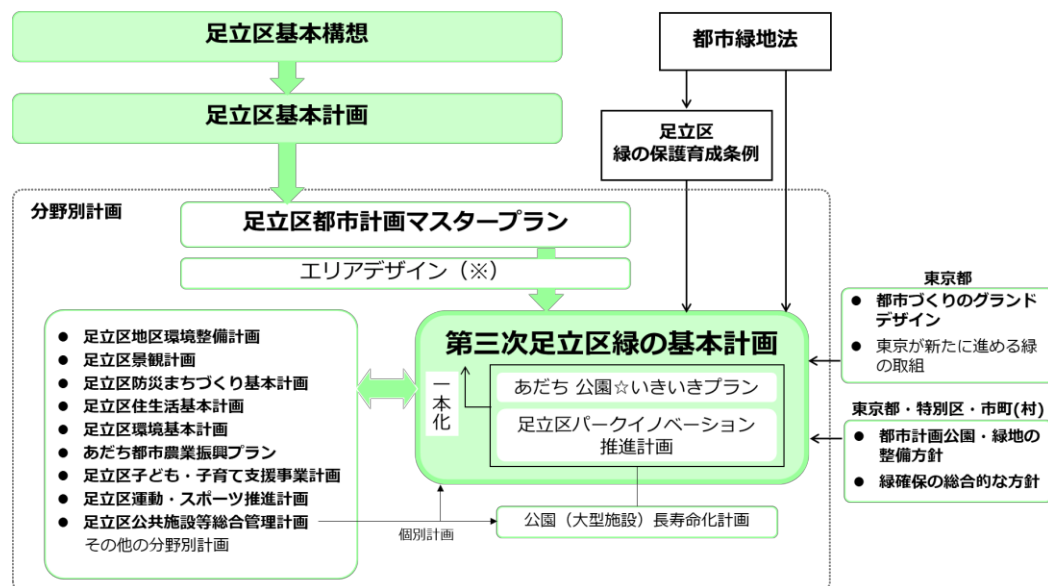
本計画は、区のこれまでの取組みを発展させつつ、SDGsへの貢献やグリーンインフラの推進、国や東京都の動向など緑を取り巻く様々な変化を捉え、安心して心地よく暮らせる、魅力あるまちづくりを支える緑を、多様な主体の協創によって創出し、守り、育んでいくことを目的とし、緑の将来像、目標、施策、取組みの方向性などを定めます。

(2) 位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」（緑の基本計画）及び足立区緑の保護育成条例第4条に基づく「緑の保護及び育成に関する基本計画」として区が策定する計画です。

「足立区基本構想」「足立区基本計画」及び「足立区都市計画マスタープラン」を上位計画とし、特に緑と関係性の深い「足立区景観計画」「足立区環境基本計画」「あだち都市農業振興プラン」等の分野別計画と連携、調整しながら施策を推進します。

また、「第二次足立区緑の基本計画」の計画期間中に都市緑地法が改正され、緑の基本計画に定める事項（緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項、都市公園の整備の方針など）に、都市公園の管理の方針が加えられました。これを受け、下位計画として策定した「あだち公園☆いきいきプラン」及び「パークイノベーション推進計画」は、都市公園の整備及び管理の方針に該当するものとして、「第三次足立区緑の基本計画」に一本化します。



※エリアデザイン：「綾瀬・北綾瀬」「六町」「江北」「花畑」「千住」「西新井・梅島」「竹の塚」の7つのエリアを対象に、まちの特徴・魅力や求めるべき将来像などを定め、区内外に広く発信することで、民間活力を誘導しながら区有地などの活用を図り、さらなるイメージアップにつなげる考え方

図 計画の位置づけ

3 計画の対象と対象区域

(1) 計画の対象

2 ページに示した「緑」（樹木や草花などの植物、草地、樹林地、農地、公園、街路樹、住宅地や事業所、公共施設の緑地）に加え、本計画の根拠法である都市緑地法第3条第1項における「緑地」の定義※を踏まえ、河川や水路などの水辺地も対象とします。これらを包括して「水と緑」と称します。



図 本計画の対象とする「水と緑」

※都市緑地法第3条第1項における「緑地」の定義（抜粋）

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

(2) 対象区域

区全域（面積5,325ha）を本計画の対象とします。

また、区全域を都市緑地法に基づく「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」（以下「緑化重点地区」という。）に位置づけ、緑化の推進に取り組みます。

4 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から、概ね10年間の計画とします。

また、策定から5年が経過する令和6（2024）年度に、施策の進捗、目標の達成状況等の中間検証を行い、必要に応じて施策等の見直しを行います。

なお、上位計画である「足立区基本計画」「足立区都市計画マスタープラン」を改定した際には、その内容を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

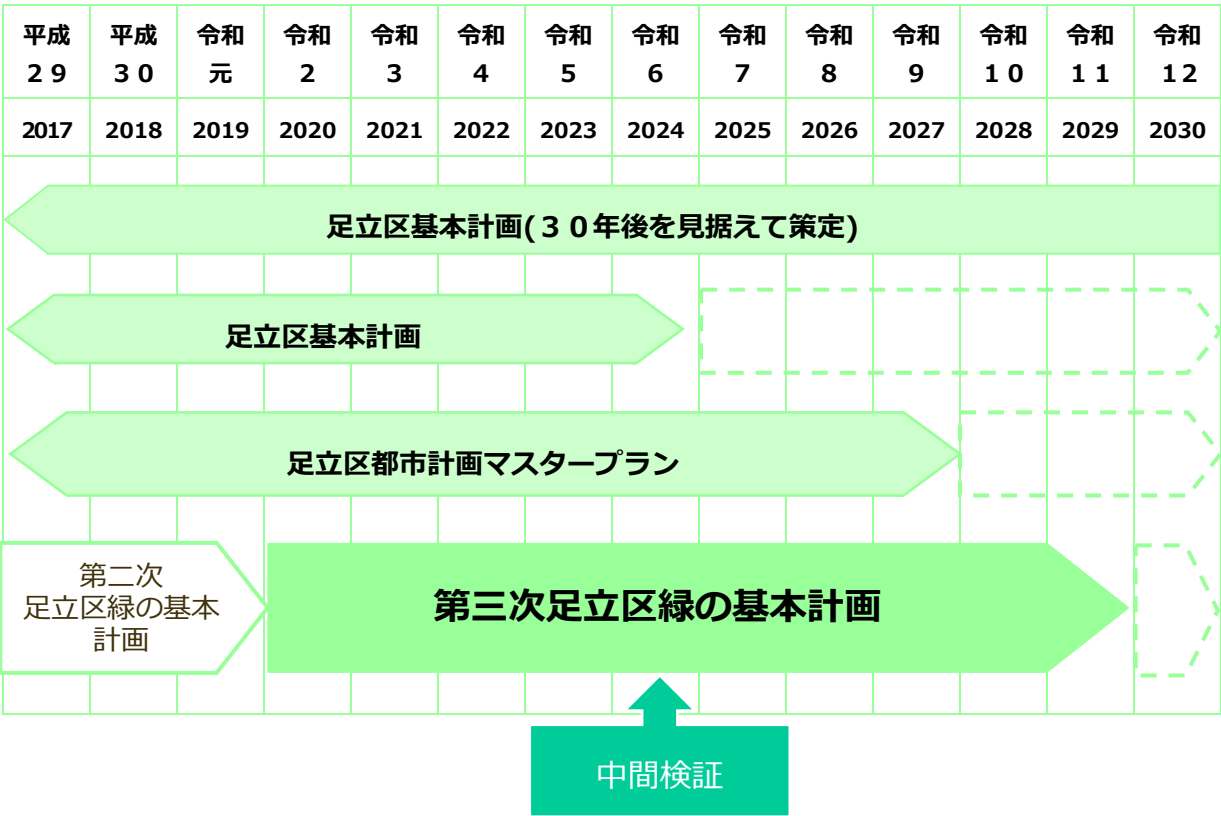


図 計画期間

5 計画の推進体制及び進行管理

(1) 「(仮称) 足立区緑の基本計画推進会議」の設置

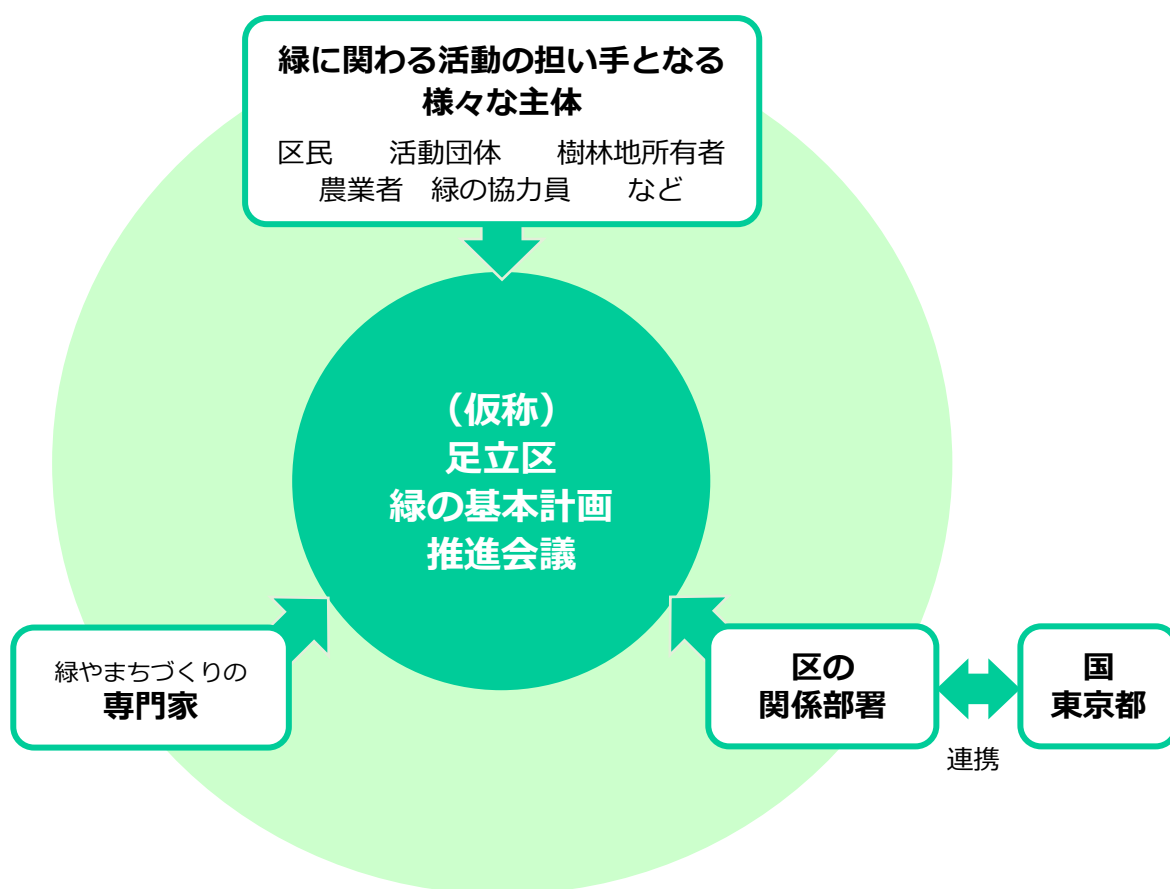
本計画に基づく施策を区民、事業者との協創により効果的かつ効率的に実行していくためには、区民、事業者と施策の進捗状況を共有し、意見を反映させながら改善を継続していくことが求められます。また、庁内の関連部署が連携して施策を推進していくことが必要です。

そのための推進組織として、緑に関わる活動の担い手となる様々な主体、専門家、区の関係部署等により構成する「(仮称) 足立区緑の基本計画推進会議」を設置し、計画推進に際しての区民意見の反映、関係部署の横断的連携・調整を進めます。

(2) 国・東京都との連携

国や東京都が示す方針、計画などは区の計画にも影響を及ぼします。また、足立区には国や都が管理する河川、公園、道路があり、これらは、水と緑の骨格として重要な役割を担っています。

このため、国や都が管理する河川や公園、道路に関わる方針や計画、施策と連携して、本計画を推進します。



(3) PDCAサイクルに基づく進行管理

PDCAサイクルとは、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）を繰り返すことで、取組みの改善を継続し、よりよいものにしていく進行管理の考え方です。

本計画に基づく施策をより実効性のあるものとし、推進していくため、計画期間をととしたPDCA（緑の基本計画策定、実行、評価、改善）と年度ごとのPDCA（各施策、実行、評価、改善）の2つのサイクルによって進行管理を進めます。

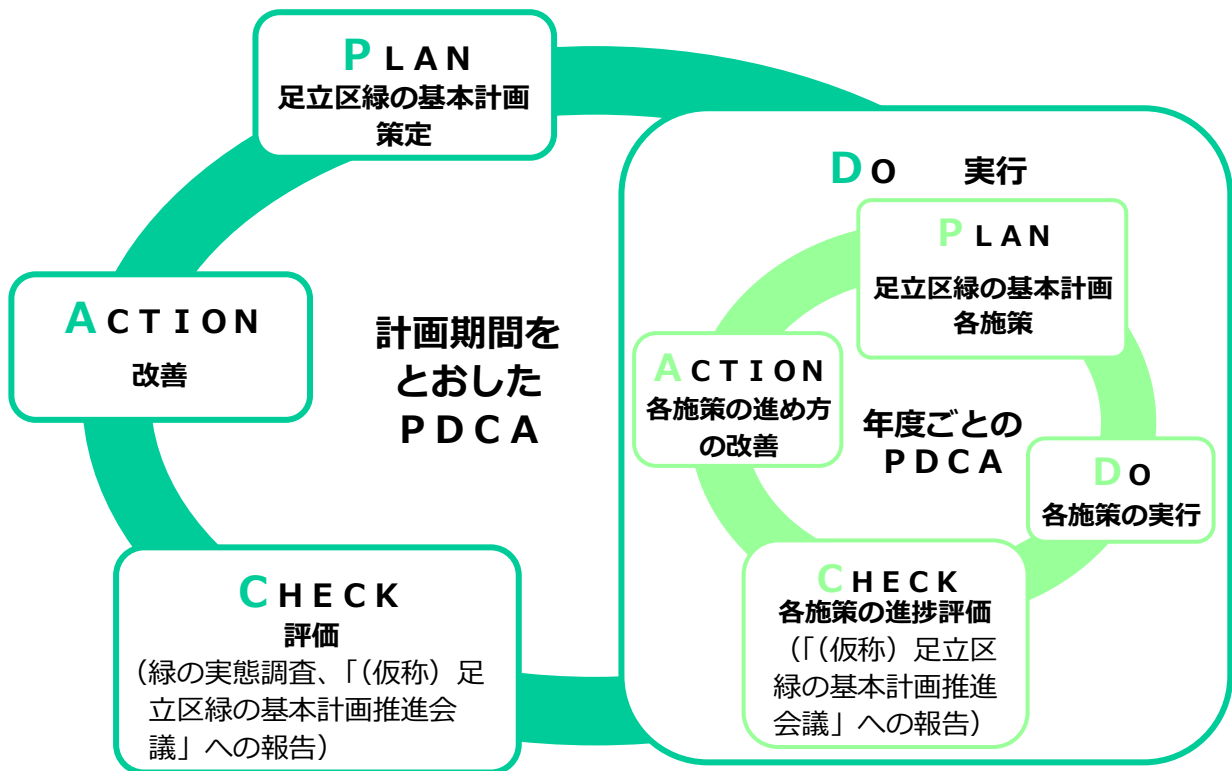


図 進行管理

ア 計画期間をととしたPDCA

- PLAN（計画）
第三次足立区緑の基本計画の策定
- DO（実行）
本計画に定めた施策を区民、事業者等と協働・協創体制で推進します。
- CHECK（評価）
計画期間の中間時及び最終年度に、計画目標、施策目標の達成状況を、指標に基づいて「(仮称) 足立区緑の基本計画推進会議」に報告し、進捗状況を確認します。
また、緑の実態調査を実施し、樹木被覆地率*や緑被率*の測定結果を踏まえ、事業の評価を行います。
- ACTION（改善）
評価結果を踏まえ、計画の見直しを行います。

イ 年度ごとのPDCA

○ PLAN（計画）

本計画に基づき、区は、各目標と指標とする目標値を見据えながら、各施策に基づく取組みの年度ごとの実施内容、実施目標を定めます。

○ DO（実行）

各施策の取組みを、区民、事業者等と協創体制で推進します。

○ CHECK（評価）

各施策の取組みの進捗状況、当該年度の目標達成状況を「（仮称）足立区緑の基本計画推進会議」に報告し、当該年度の進捗状況を評価します。

○ ACTION（改善）

評価結果を踏まえ、必要に応じて取組みの見直し、改善を図り、翌年度の取組みに反映します。

第2章

緑の現状と課題

1 区の概況

- (1) 人口の推移 ～令和12年まで上昇の見込み～20
- (2) 位置及び地勢 ～四方を川に囲まれた平坦なまち～20
- (3) 市街地の発展 ～都市化とともに多くの公園を整備～21
- (4) 土地利用 ～過去20年間で宅地化が進行～22
- (5) 緑被地・樹木被覆地の分布 ～5割以上が民有地～22

2 緑の量の変化と第二次計画の達成状況

- (1) 緑の量の変化23
- (2) 第二次足立区緑の基本計画の達成状況25

3 緑の現状と課題

- (1) 緑に対する区民の意識と活動の視点26
- (2) まちづくりを通じた緑の保全と創出の視点28

4 課題と解決の方向性 34

第2章 緑の現状と課題

1 区の概況

(1) 人口の推移 ～令和12年まで上昇の見込み～

足立区の人口・世帯数は、令和2年4月1日現在、692,793人、355,500世帯です。

令和2年に実施した最新の人口推計の結果によると、総人口のピークは令和12年で約71万人まで増加すると見込まれています（中位推計*）。

年齢3区分別にみると、高齢者人口は令和42年まで増加します。生産年齢人口は、令和9年をピークに減少に転じ、年少人口は、ほぼ一定のペースで減少を続ける見込みです。

※中位推計：高位推計、中位推計、低位推計の3段階で推計し、中位推計を基本推計としている。

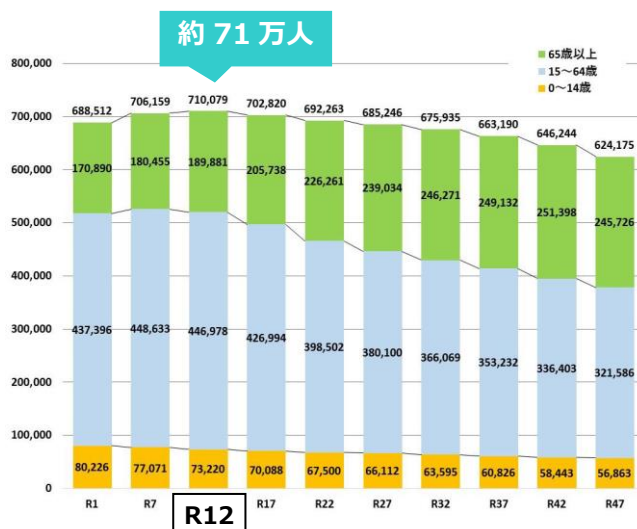


図 中位推計における年齢3区分別人口の推移 (人)
出典：「足立区人口推計報告書」（令和2年実施）

(2) 位置及び地勢 ～四方を川に囲まれた平坦なまち～

足立区は、東京23区の北東部に位置しています。総面積は5,325haで、東京23区の総面積の約9%を占めます。

荒川、中川等の下流部に形成されたデルタ地帯に位置し、人工的に築かれた荒川の堤防や公園内の丘以外に高地はなく、ほとんど起伏のない平坦な地形となっています。

もう一つの特徴として、川が多いことが挙げられます。荒川が、北西から南東へと流れ、区を二つに分断しているほか、四方を川で囲まれ、南に隅田川、旧綾瀬川、西に芝川・新芝川、北に毛長川、伝右川、そして東に中川、綾瀬川、圀川、花畑川と、合計11の川が流れています。



図 足立区位置図

(3) 市街地の発展 ～都市化とともに多くの公園を整備～

足立区は、海辺に面した場所に土砂が堆積してできた地域で、かつては一帯に葦原が広がり、樹木が少ない土地でした。

江戸時代に入ると、新田開発によって農村が形成され、今も一部に残る農地や寺社・屋敷林といった緑が形成されました。しかし、明治時代の産業化と鉄道の開通、関東大震災以降の都心からの移住者の増加によって都市化が進み、農地は減少していきま

した。その後、昭和から平成にかけて、23区で最も多くの土地区画整理事業が行われ、まちが整備される過程で、数多くの公園・児童遊園等の整備が進みました。その結果、現在、区立・都立合わせた区内の公園面積の合計は約320ha、公園率（区の面積に対する公園面積の割合）は6.08%で、50年前の7倍以上となりました。23区内で比較すると、公立公園の面積・公園率ともに江戸川区、江東区について3番目となっています。また、区立公園面積では、足立区が23区中最大です。

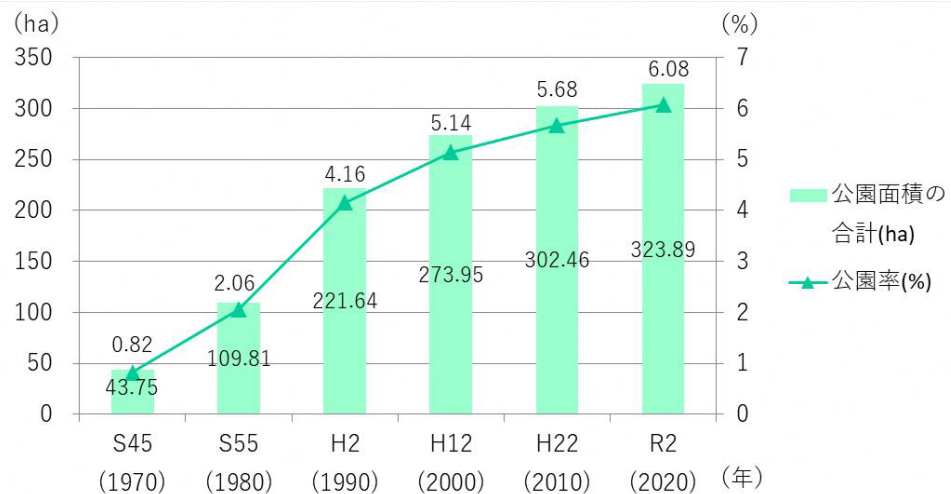


図 区内の公園面積の推移
(「令和2年度足立区公園便覧」を基に作成)

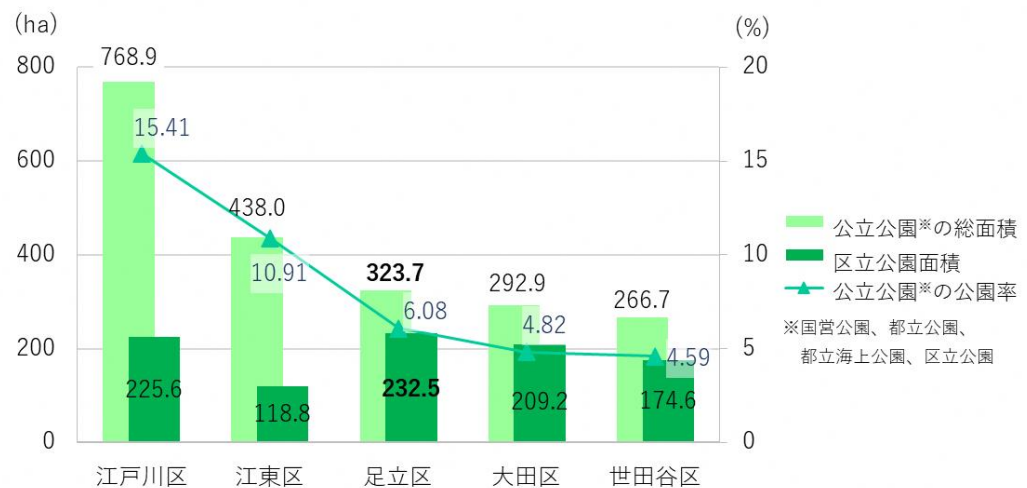


図 公園面積の比較
(「東京都公園調査(平成31年4月1日現在)」を基に作成)

(4) 土地利用 ～過去20年間で宅地化が進行～

区内全域が都市計画区域に指定されており、このうち市街化区域が4,810ha、市街化調整区域が約515ha（荒川、隅田川、中川部分に指定）となっています。

土地利用の構成は、「宅地」が半数を超えており、次いで「道路・鉄道等」「公園・運動場等」が多くなっています。平成8（1996）年から平成28（2016）年までの20年間の土地利用の推移をみると、「宅地」「道路・鉄道等」「公園・運動場等」が増加した一方で、「農用地」が75haも減少しています。

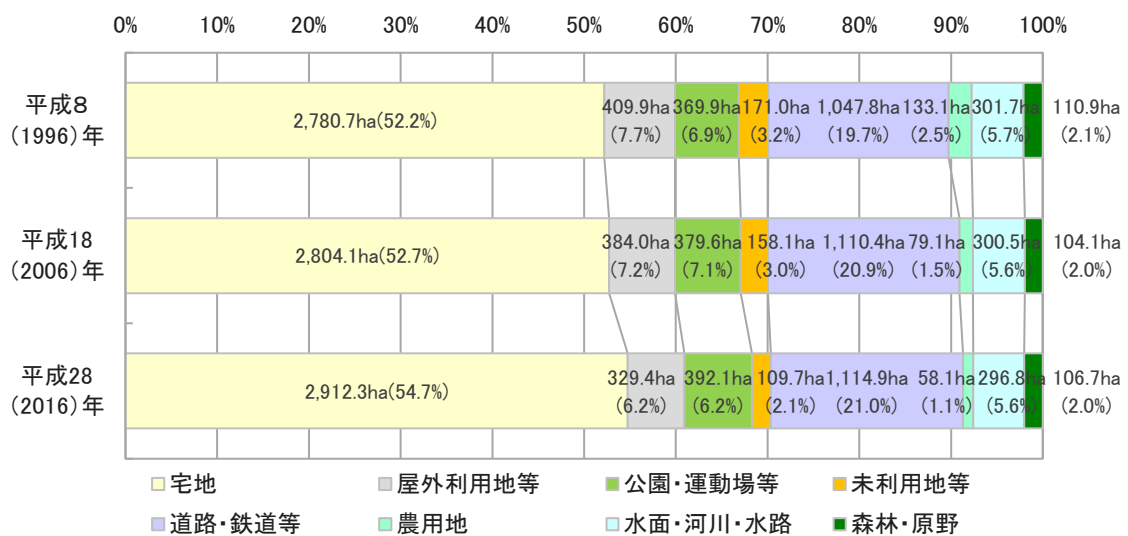


図 土地利用の構成と推移

出典：「足立の土地利用-土地利用現況調査結果の概要-」（平成31年3月 足立区）

(5) 緑被地・樹木被覆地の分布 ～5割以上が民有地～

緑被地、樹木被覆地ともに、5割以上が住居系市街地、寺社・屋敷林、大規模開発地などの民有地に分布していることも、足立区の特徴の一つです。

そのため、区内の緑を守り、増やしていくためには、区民や事業者の協力が必要です。

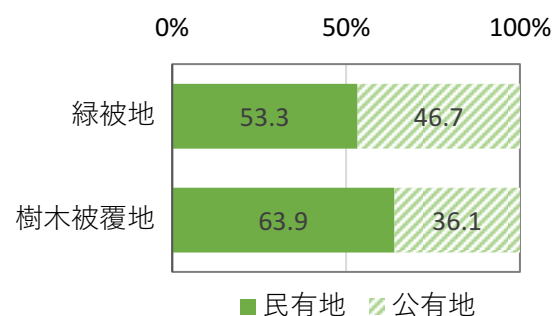


図 緑被地と樹木被覆地の構成

出典：「足立区緑の実態調査＜第6次＞」

2 緑の量の変化と第二次計画の達成状況

(1) 緑の量の変化

ア 緑被率と樹木被覆地率の推移

平成29（2017）年度に実施した「足立区緑の実態調査＜第6次＞」の結果、緑被率は17.1％で、平成21（2009）年度に実施した前回調査時と変わりませんでした。

一方で、樹木被覆地率は9.4％となり、前回調査時から1.4ポイント増加しました。要因としては、樹木の生長や、大規模な開発により草地に樹木が植えられたことなどが考えられます。

23区内の緑被率を比較すると、足立区は14位と中程度ですが、樹木被覆地率については17位と下位に位置しており、緑に占める樹木の量の割合が他区に比べて低いことがわかります。

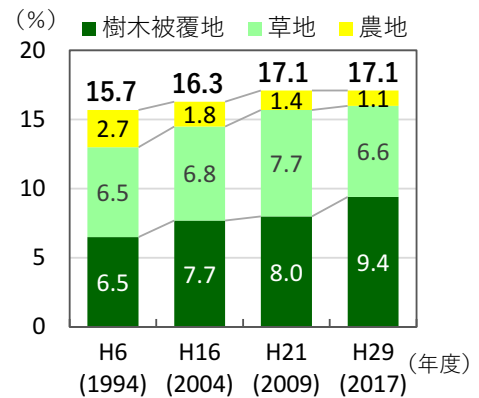
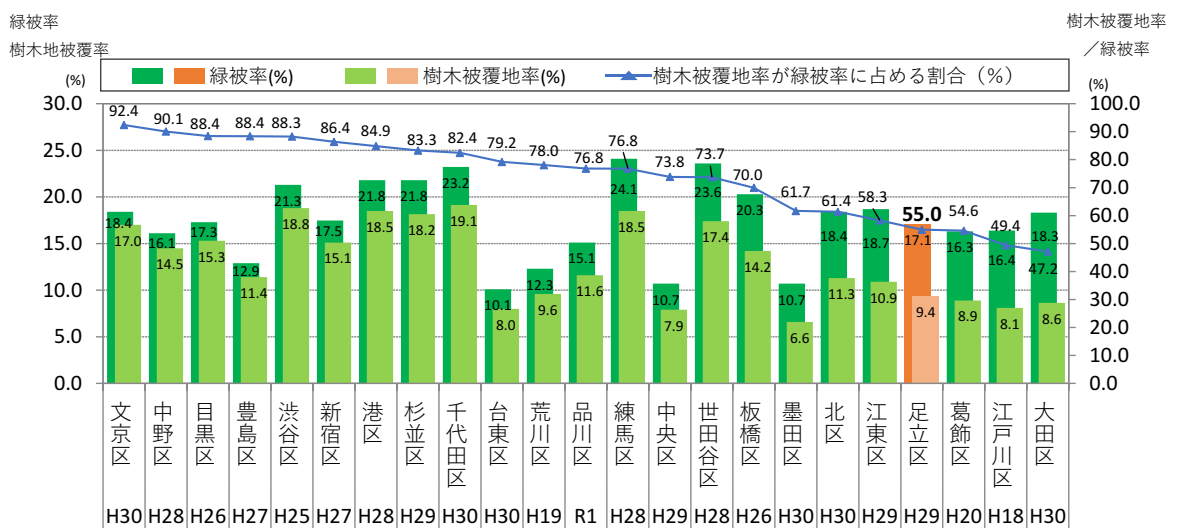


図 緑被率及び樹木被覆地率の推移
出典：「足立区緑の実態調査＜第6次＞」



緑被率は14位
樹木被覆地率は17位

図 緑被率及び樹木被覆地率の推移

イ 緑視率の推移

視界に入る緑の量を示す「緑視率」の推移を見ると、区内60箇所の平均緑視率は、樹木の生長などにより、平成20（2008）年度から平成29（2017）年度までの10年間で2.4ポイント上昇しました。

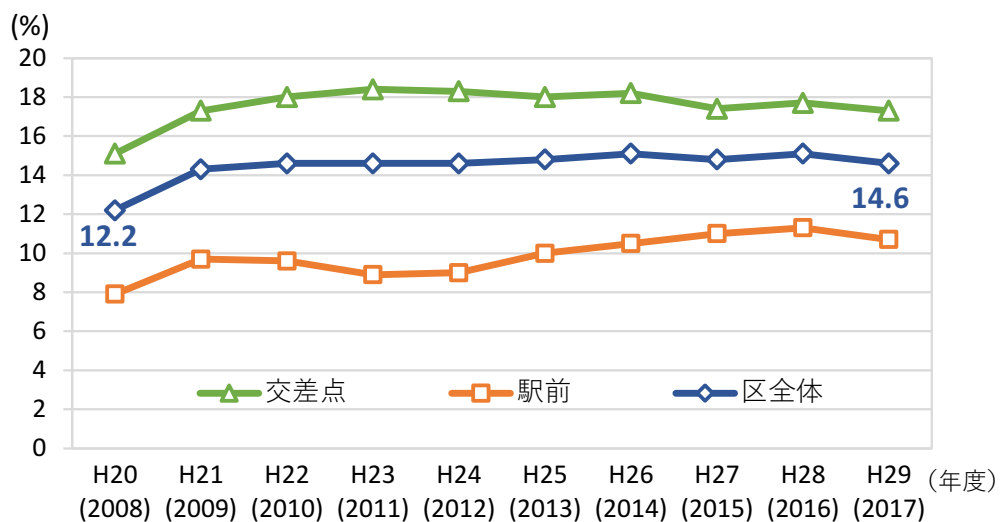


図 平均緑視率の推移

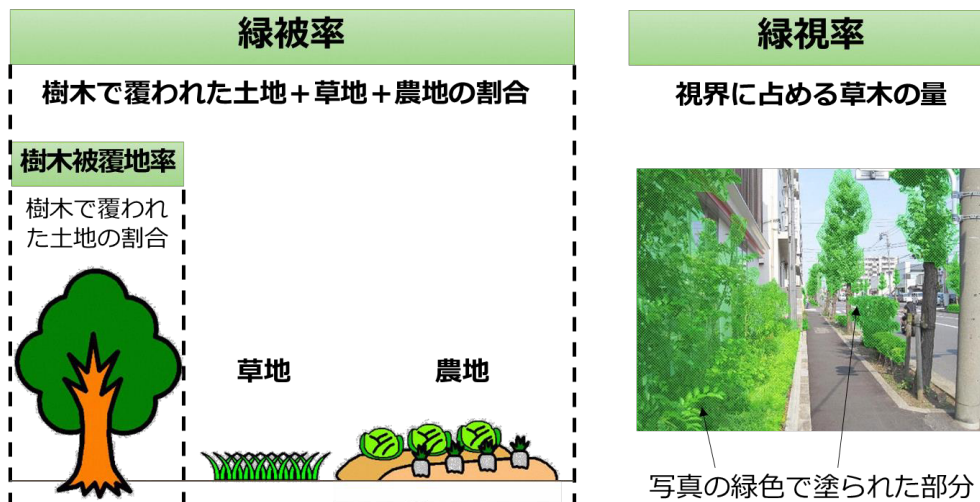
出典：「足立区緑の実態調査＜第6次＞」

コラム

緑被率と緑視率の違い

緑被率は、上空から見て樹木で覆われた土地、草地、農地の面積が区域に占める割合のことで、緑の量を示す一般的な指標の一つとして用いられます。

緑視率は、視界に占める草木の量を表す指標で、写真に写った樹木や草などの面積が写真全体に占める割合によって表します。日常生活の中で区民の目に触れる緑の量を通じて、緑の豊かさをどれだけ実感できるかを示す指標として用いられます。



(2) 第二次足立区緑の基本計画の達成状況

ア 施策の取組み状況

第二次計画では、緑の将来像を『のびのび樹木 すくすく草花 きらきら水面（みなも） いきいきあだちづくり』と定め、その実現のために3つの方針「方針Ⅰ 豊かな緑を創る」「方針Ⅱ 大切な緑を守る」「方針Ⅲ 協働で緑を育む」及び11施策、72事業を設定し、取組みを進めてきました。

66事業が実施または一部実施されましたが、「緑のビューポイントにおける立体的な緑化（街路樹の充実や沿道の緑化など）」「大木を育てる公園の設定」「地域ごとの緑の点検活動や改善マップの作成」など、未実施の事業が6事業ありました。本計画では、特に未実施の事業について必要性を検証した上で、全体の内容を再構築します。

イ 目標達成状況

第二次計画では、各施策に基づき緑を量的、質的に向上させていくために、緑化の目標（5指標）と区民との協働事業の目標（2指標）を設定しました。

緑化の目標値のうち、樹木被覆地率と公園率は目標値を達成しましたが、農地の減少などを背景に、緑被率、みどり率は目標に達しませんでした。また、緑視率については、平成16年度から3.8ポイント上昇しましたが、目標には達しませんでした。

区民との協働事業の目標については、公園等の管理・運営への区民参画、花いっぱい活動に取り組んでいる団体の数ともに目標値を達成しました。

表 緑化の目標と達成状況

指標	平成 16 (2004) 年度 調査結果	計画期間目標 (平成 31 (2019) 年度 まで)	平成 29 (2017) 年度 調査結果	達成 状況	長期目標 (概ね 2057 年まで)
樹木被覆地率※ ¹	7.7%	9.4%	9.4%	達成	12.5%
緑被率※ ¹	16.3%	18.1%	17.1%	未達成	25.0%
みどり率※ ²	23.7%	25.7%	24.2%	未達成	32.9%
緑視率※ ¹	10.8%	15.8%	14.6%	未達成	25.0%
公園率※ ³	5.4%	5.8%	6.0%	達成	7.1%

※¹ 樹木被覆地率・緑被率・緑視率については左ページ参照。

※² みどり率…緑被地、公園内の空地（広場、グラウンドなど）及び水面の面積が区全体に占める割合

※³ 公園率…区内の都立・区立公園、児童遊園*、プチテラス*の合計面積が区の面積に占める割合。

表 区民との協働事業の目標と達成状況

指標	平成 19 (2007) 年度 (第二次計画策定時)	計画期間目標 (平成 31 (2019) 年度まで)	平成 31・令和元 (2019) 年度 調査結果	達成 状況
公園等の管理・運営への 区民参加割合	38%	44%以上	50 %	達成
花いっぱい運動に取り 組んでいる団体（「花いっ ぱいコンクール」参加団体）の数	54 団体	100 団体以上	128 団体	達成

3 緑の現状と課題

(1) 緑に対する区民の意識と活動の視点

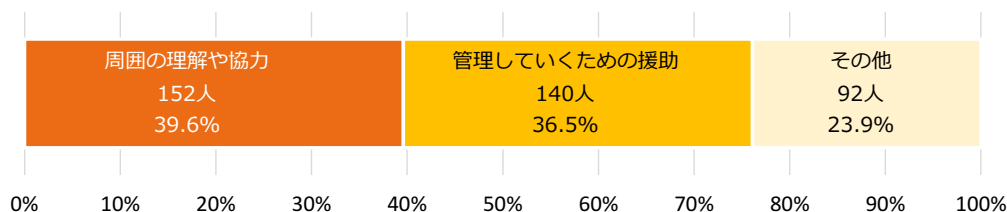
ア 緑を育て守るためには周囲の理解や協力が必要

平成29（2017）年度に「足立区緑の実態調査＜第6次＞」の一環で実施したアンケートの結果、「緑を育て守っていくために必要な方策」については「周囲の理解や協力（沿道、隣近所の方々の理解や協力）」との回答が39.6%と最多を占めました。実際に、毎年落葉期になると、公園や道路の緑を管理する区や民有樹林地所有者の元に、落ち葉に対する苦情が多く寄せられており、適切な維持管理の徹底ばかりでなく、周囲の理解や協力が得られるよう啓発することも必要です。

イ 活動してみたい人は多いが、実際の活動に結びついていない

前述のアンケートの「参加してみたい緑に関する活動は？」の問いに対し「個人で家の前などの花植えや草取り、落ち葉清掃など」との回答が47.9%で最多となりました。区は、様々な園芸講座を開催し、公園の自主管理制度や花の散歩路事業、緑の協力員の委嘱など、普及啓発・人材育成の取組みを積極的に進めてきました。しかし、アンケート結果や区の事業に参加した方のご意見から、「個人で活動したい人を実際の活動に結びつけられていない」「緑の協力員*は委嘱期間終了後に活動の機会がない」「担当部署が異なる各事業が単独で動いており相乗効果が生み出せていない」など、様々な課題が明らかになっています。

● 今後、緑を育て守っていくためにもっとも必要だと感じることは何ですか



● 今後、緑に関することで、どのような活動に参加してみたいですか（複数回答）

1位	個人の家の前などでの花植えや草取り、落ち葉清掃	147人	47.9%
2位	保育園、学校、地域単位で行う花植えや花壇などの管理・清掃	75人	24.4%
3位	公園を活用した地域活動への参加	70人	22.8%

図 緑に関するアンケート結果
出典：「足立区緑の実態調査＜第6次＞」

ウ 団体での活動は活動構成員の高齢化・固定化が懸念

下図に示すように、町会・自治会などが清掃や草刈等を行う自主管理公園数は増加傾向にあり、第二次計画の協働事業の目標値を達成しました。しかし、若い世代の参加は進んでおらず、活動構成員の高齢化が、今後の懸念材料です。

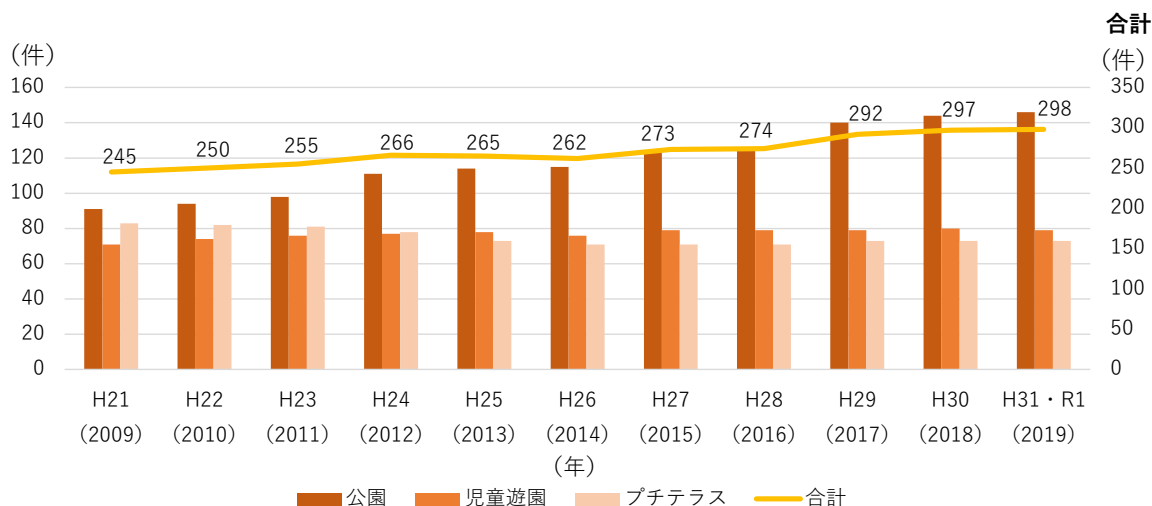


図 自主管理を行っている公園等の件数の推移

エ 法改正では、区民や事業者との連携が更に重視

11 ページに示すように、近年では都市緑地法、都市公園法の改正により、区民や事業者と連携して公園の活用や緑の創出を進める新たな制度が整えられています。足立区においても、これらの制度を活用しながら緑の多様な効果を活かしたまちづくりを担うひとづくりを進めていくことが必要です。

【今後の方向性】

- ・ 緑を育てることへの理解や協力を得るために、一人ひとりが、緑ある環境や暮らしが自分にとってメリットがあるという意識を醸成
- ・ 活動の参加者のすそ野を広げるため、個人でも楽しく、気軽に活動に参加できる機会を創出
- ・ 参加者のやる気を持続させるために、経験によりステップアップできる仕組みや活動の場・交流の場づくりを推進
- ・ 各事業間および区民や事業者と区との協創体制を推進

(2) まちづくりを通じた緑の保全と創出の視点

ア 民有地

(ア) 宅地

- 建築行為に伴う、緑化の実態が不明

区では、200㎡以上の敷地面積において建築行為等を行う場合は、条例の基準に基づき、建築主から提出される緑化計画書*をもとに緑化指導を行っています。すなわち、建築の際には一定の緑化が義務付けられ、緑地が担保されることになっています。

しかし、緑化計画書*の提出率に比べて緑化完了書*の提出率は約5割と低く、計画書どおりに緑化されているかどうか、完了後の状態などは確認できていません。

また、緑化指導の対象とならない戸建て住宅などの小面積(200㎡未満)の建築行為が、年間の建築行為件数全体の約8割と、多数を占めています。

【今後の方向性】

- ・ 建築行為に伴う緑化を確実に推進するため、法制度の活用や条例の強化を検討
- ・ 事業者にとって単なる義務ではなく、まちの新たな魅力の創出につながり、事業者と地域双方にメリットのある緑化を推進
- ・ 小面積の個人宅や商店等の緑化を推進・支援

(イ) 大木・樹林地

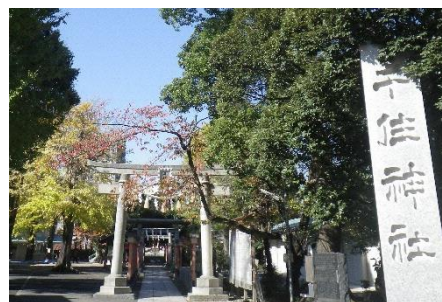
- 税や苦情など所有者の負担が大きく、8年間で約4haの樹林地が消失

足立区の緑被地*、樹木被覆地*の5割以上は、民有地に存在しています。その中でも大きな樹木や古い樹林地を守るため、区では、法律や条例に基づいて保全を進めています。

第二次足立区緑の基本計画策定以降、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区*を2箇所(六町・西新井栄町)指定しました。また、足立区緑の保護育成条例に基づき、令和2(2020)年4月1日現在、保存樹木*532本、保存樹林*25箇所(4.69ha)を指定し、維持管理の支援をしています。



保存樹木(クロマツ)(安養院)



保存樹林(千住神社)

一方で、固定資産税や相続税、台風などの自然災害への対応、落ち葉などに対する近隣からの苦情が、大木・樹林地の所有者の負担となり、維持することが難しくなっています。平成29（2017）年に実施した「足立区緑の実態調査（第6次）」の結果では、平成21（2009）年～29（2017）年の8年間で約4haの民有樹林地が消失しました。

【今後の方向性】

- ・ 特別緑地保全地区の指定や、行政からの維持管理支援の推進
- ・ 大木や樹林地は地域の財産であるという、地域の理解や意識付けの推進
- ・ 地域住民や民間事業者など様々な主体との協創体制による維持管理の検討

（ウ）農地

- 収益性や税負担を背景に約30年間で約4分の1に減少

江戸時代の新田開発によって農村が形成された歴史を持つ足立区において、農地は民有地の重要な緑の一つです。しかし、農業のみでは十分な収益の確保が困難であること、相続税を支払うために売却して宅地に転用せざるを得ない状況があることなどを背景に、区内の農地面積は過去約30年間で約4分の1に減少しています。

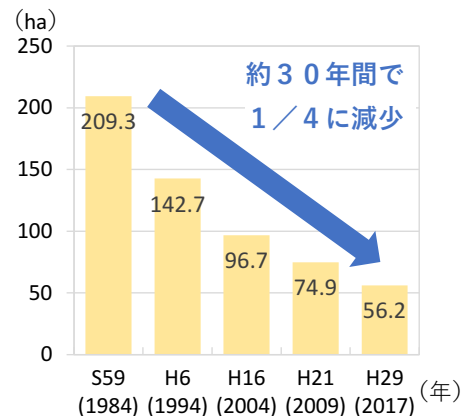


図 農地面積の推移

出典：「足立区緑の実態調査＜第6次＞」

- 生産緑地の2022年問題への対応

令和元（2019）年12月現在、30.17haの農地を生産緑地法に基づく生産緑地地区*に指定し、宅地化を抑制しています。しかし、指定から30年が経過すると、所有者の申出により指定を解除することが可能となり、今後、大量の農地が宅地に転換されることが懸念されています（生産緑地*の2022年問題）。

このため、国は、所有者の買取り申出期間を10年間延長できる特定生産緑地*制度の創設や、都市農地の貸借を可能とする法律の制定により、都市農地の保全や活用を促す仕組みを拡充しています。また、東京都も「東京が新たに進める緑の取組」において、緑を総量としてこれ以上減らさないため、将来にわたり農地を引き継ぐことを方針の一つに位置付け、営農継続の支援、農地の貸借の促進などを進めていくこととしています。

- 「農地は残すべき」「PRが必要」と考える人が多数

平成30（2018）年に実施した農地・農業に対する区民意識調査の結果では、都市の中にある農地の今後の方向性については、「ある程度は農地として残すべき」（44.3%）が4割台半ばと最も多く、次いで多い「全面的に農地として残すべき」（38.3%）と合わせた【農地として残す】（82.5%）は8割強を占めていました。

一方で、同じく平成30（2018）年に実施した農業生産者を対象とした意識調査の結果では、農業・農地を保全するために区に望むこととして「都市農業の必要性の区民へのPR」が35.4%と最も多いことがわかりました。

【今後の方向性】

- ・ 指定から30年を経過しても税制優遇が受けられる特定生産緑地指定など、様々な農地の保全策を検討
- ・ 農業体験などを普及させることで、多くの人に農地に対する親近感や愛着を育て、農地活用を促進
- ・ 足立区産農産物や区の農業のPRを推進

イ 公有地

（ア）公園

- 区全域で公園の面積は充足しているが地域によって偏りがある

区内の公園面積は、令和2（2020）年4月1日現在、都立、区立を合わせて約325ha（区の面積に対し6.1%、1人あたり面積4.68㎡/人）です。土地区画整理事業の進展などを背景に、公園の総面積は第二次計画策定時から約39ha増加しています。しかし、地域別や公園の規模別に見ると、配置に偏りが生じています。

表 公園面積及び公園率*

	第二次計画策定時 (2006.4.1 現在)	現況 (2020.4.1 現在)	増減
都立公園	73.76 ha	91.12 ha	+17.36
区立公園（荒川河川敷緑地含む）	200.60 ha	223.74 ha	+23.14
区立児童遊園*	9.36 ha	9.03 ha	-0.33
区立プチテラス*	2.24 ha	1.17 ha	-1.07
合計	285.96 ha	325.06 ha	+39.10
公園率*	5.4%	6.1%	+0.7

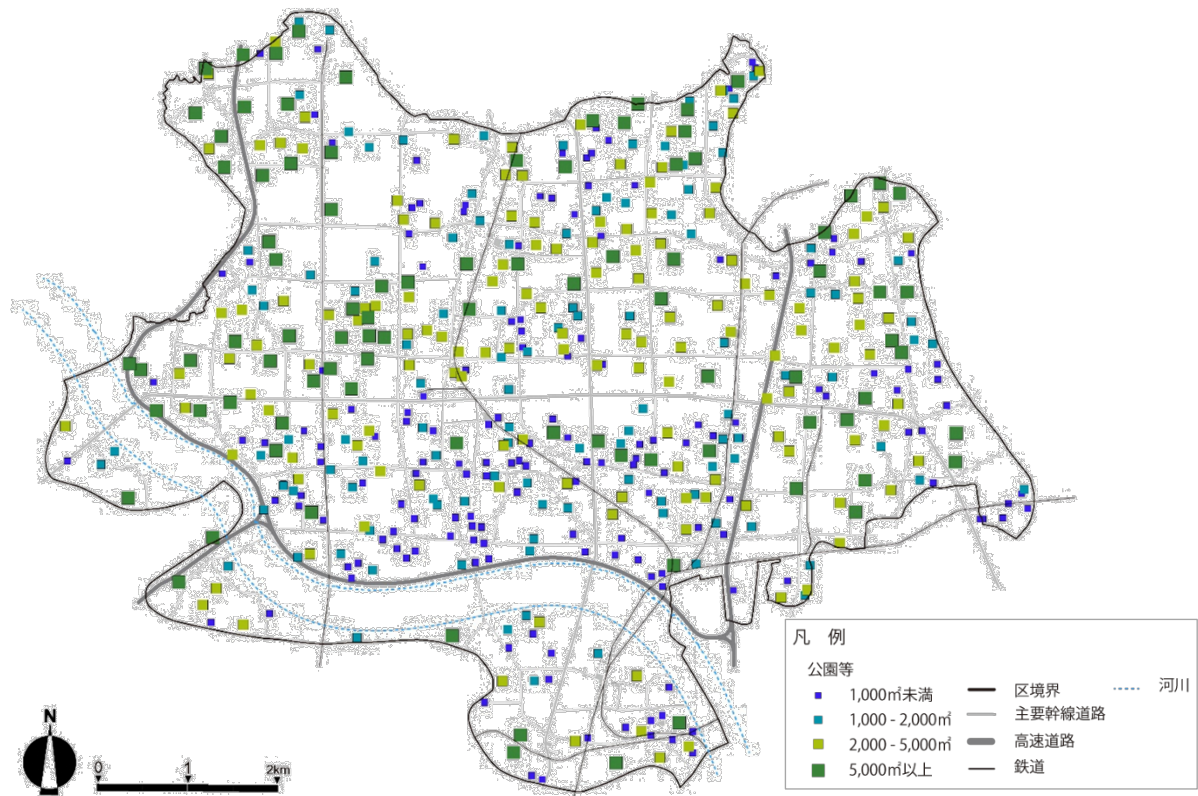


図 公園等の配置状況

● 今後、大規模改修が必要な公園が増加

区内には整備から数十年を経た公園が多くあります。従前は、年に1～2か所の公園の全面改修を行ってきましたが、このペースでは5年後の令和7（2025）年には、整備後50年以上大規模な改修を行っていない公園が、約70か所にも上ってしまいます。このような状況を改善するため、区では平成30（2018）年に「パークイノベーション推進計画」、令和元（2019）年に「公園（大型施設）長寿命化計画」を策定し、既存施設の再生を中心に、限られた財源（年間約5億円）の中で年間10公園程度の改修を目指しています。

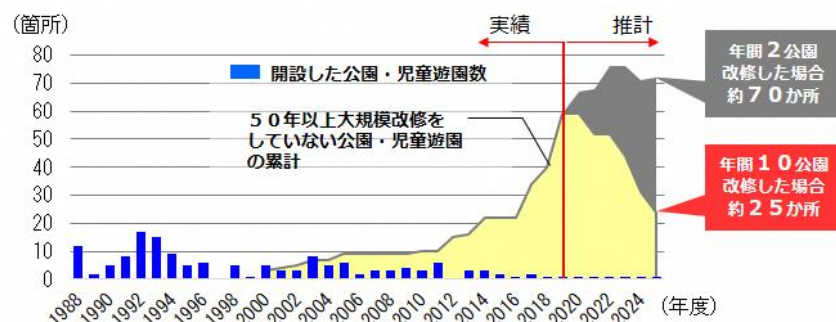


図 整備後50年以上大規模な改修をしていない区立公園・児童遊園の数の推移

【今後の方向性】

- ・ 密集市街地など特に公園が少ない地域においては、防災上の観点からも、できる限り公園用地の確保を検討
- ・ 財政にも限りがある中、本計画（「パークイノベーション推進計画」を内包）及び「公園（大型施設）長寿命化計画」に基づく効率的な公園の改修により、既存の公園の再生・活性化を推進

(イ) 道路

- 安全面の確保と良好な景観形成の両立が困難

道路の緑は、安全で快適に通行できる環境の確保と、地域が誇れる良好な景観形成の両立が困難な状況です。区内では、車や歩行者の安全のため、止むを得ず、樹形を損なう剪定を行っている路線もあります。また、駅前などの多くの人の目に触れる場所に、シンボルとなる樹木が少ないことも、課題の一つとなっています。



歩行空間の確保が困難な
プラタナスの路線

【今後の方向性】

- ・ 安全面と景観面とを考慮し最適な管理方法を検討するため、道路の緑の実態を調査し、現状を把握
- ・ 安全で快適に通行できる空間を確保しながら、緑豊かな都市景観の創出を行うために、足立区の街路樹の今後のあり方を、方針や指針として提示

(ウ) 河川・水路

- 河川と親水性のある緑道が多数存在

区内外には多数の河川が流れており（20ページ参照）、特に荒川沿いでは、「新田わくわく♡水辺広場」や、「あだち五色桜の散歩みち」など水辺の特色を活かす整備を推進してきました。

また、かつては東京の穀倉といわれた農業地帯であった区内には、見沼代用水、葛西用水をはじめ、水田に水を引くための用水路が縦横に走っていました。これらの用水路を整備した、親水性のある遊歩道が数多くあり、新緑や紅葉などを楽しめる空間として活かしていくことができます。



荒川河川敷



見沼代親水公園

【今後の方向性】

- ・ 区の大きな特色である河川や水路の水辺を保全するとともに、緑豊かで気持ちのよい歩行空間として活用することによって価値を向上させ、まちの魅力を高める

(工) 公共施設※

※ここでは、公園、道路、水辺以外の公共施設（学校、公共住宅団地、文化施設など）を指します

● 樹木被覆地率は高いが、緑が実感できる施設は少ない

平成29(2017)年度における公共施設全体の緑被率*は15.3%で、区全体の緑被率*(17.1%)を下回っていましたが、樹木被覆地率*は区全体(9.4%)を上回る11.5%となっており、公共施設は樹木を育成する場として重要な役割を担っています。

区内の公共施設は公共施設等整備基準*および公共施設の緑化基準*に基づいて緑地の整備をしています。しかし、公共施設は、利用形態の違いや求められる機能が多いこともあり、「緑の効果」が実感できる魅力的な施設は多くありません。また、施設の維持管理委託や指定管理*制度導入が進んでおり、受注した民間事業者等や施設を利用する区民と協力しながら適切な緑の維持管理と活用を行うことが必要です。



足立区役所本庁舎屋上の
エコガーデン

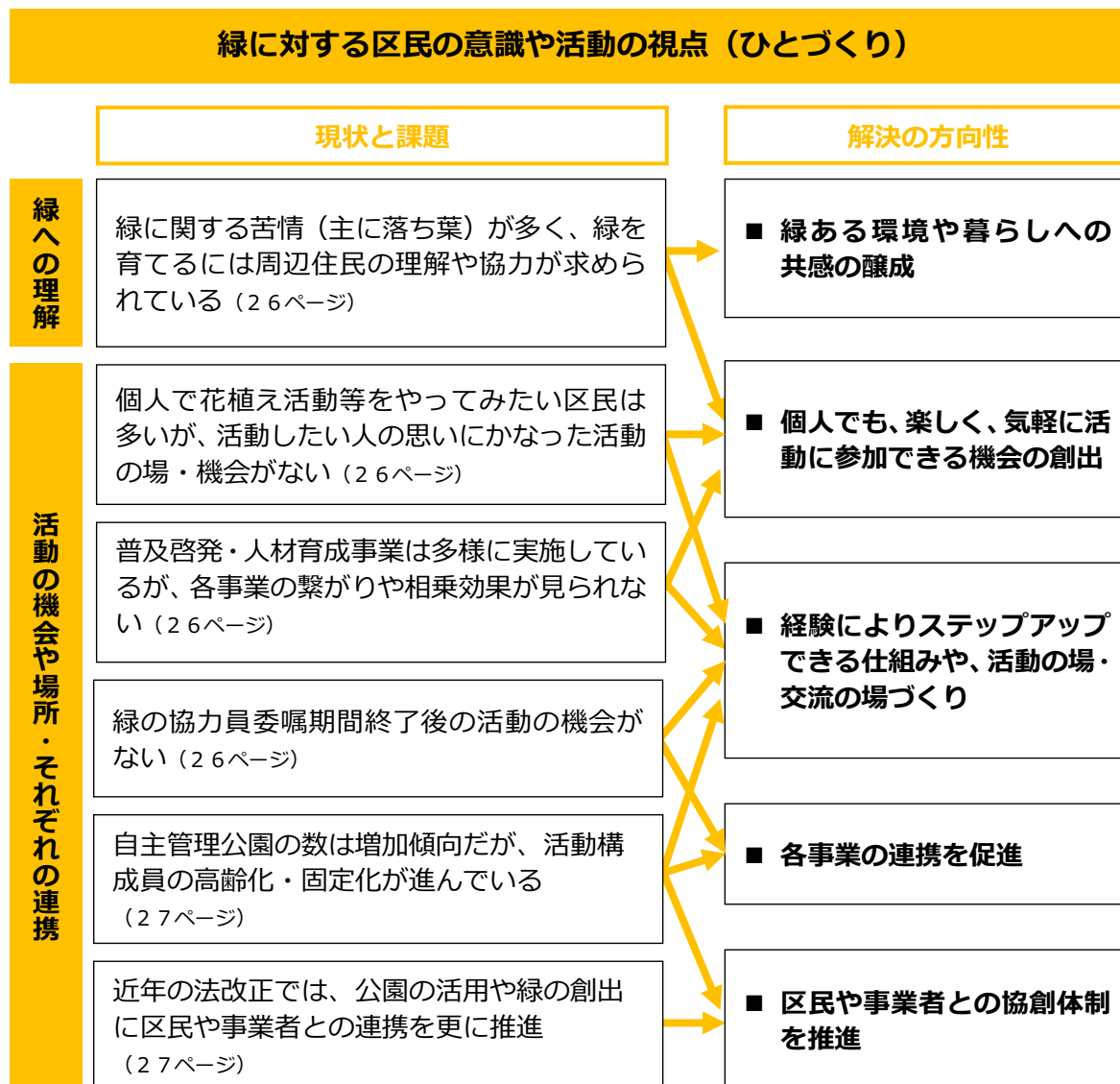


樹木被覆地率が高い(33%)
伊興地域学習センター

【今後の方向性】

- ・ 既存の公共施設の緑を可能な限り保全する
- ・ 利用者にとって魅力ある緑地として実感できるよう、区民や民間事業者と協力し適切な維持、活用を推進

4 課題と解決の方向性



まちづくりを通じた緑の保全と創出の視点

		現状と課題	解決の方向性
民有地	宅地	建築行為に伴う、緑化の実態が不明 (28ページ)	■ まちの魅力となる、確実な緑化の推進
	大木・樹林地	樹林地は所有者の負担（剪定・近隣苦情・税金・相続など）が大きく、H21～29で約4haの樹林地が消失 (28ページ)	■ 大木・樹林地の維持管理支援の推進 ■ 大木・樹林地は地域の財産であるという、地域の理解や意識付けの推進
	農地	農地は収益性、相続税負担等を背景に30年間で1/4に減少 (29ページ)	■ 法制度の活用、様々な主体との協創体制による樹林地・農地の保全および活用支援
		「農地は残すべき」「PRが必要」と考える人が多数 (30ページ)	■ 農業体験やPRの推進
公有地	公園	区全体でみると公園の面積はほぼ充足している（公園率6.1%、4.68㎡/人）が、地域別や公園の規模別に見ると、配置に偏りがある (30ページ)	■ 公園の適切な配置（防災上特に必要な地域には用地の確保を推進）
		施設の老朽化により、大規模改修が必要な公園が増加 (31ページ)	■ 計画的で効率的な公園改修により、既存の公園を再生・活性化
	道路	安全面の確保と良好な景観形成の両立ができていない (32ページ)	■ 街路樹の実態を把握し、今後のあり方を、方針や指針として提示
	河川・水路	四方を河川に囲まれ、親水性のある緑道が多数存在 (32ページ)	■ 道路や親水緑道を「歩きたくなる」道として管理・活用
	公共施設	樹木被覆地率が11.5%と高く、樹木を育成する場として重要な役割を担う一方、利用者にとって魅力的な緑地となっていない (33ページ)	■ 既存の公共施設の緑を可能な限り保全 ■ 利用者にとって魅力ある緑地となるよう、適切に維持・活用

第3章

計画の目標と体系

1	計画の目指すべき姿	38
2	計画の体系	
(1)	計画の構成と目標	39
(2)	計画目標・施策の指標	40
(3)	施策・取組み一覧	41

第3章 計画の目標と体系

1 計画の目指すべき姿

四方を川に囲まれ、水辺が豊かな足立区では、かつては葦原が広がっていた土地に農地を開拓し、まちをつくる過程で、多くの人々の手によって農地、屋敷林、社寺林、公園、緑道、街路樹、住宅の庭、まちかどの花壇など、様々な緑が育まれてきました。これらの水と緑は、私たちのまちの誇りとなる貴重な財産です。

そこで、これまでの課題と解決の方向性の整理を踏まえ、区民、団体、企業、NPO、大学等と区との協創によって、水と緑を誇れるまちをつくり、次世代に引き継いでいくために、目指すべき姿を次のように設定しました。

【目指すべき姿】

水と緑を誇れるまち あだち

し まち い つな
～識る・守る・活かす・繋ぐ～

足立区でくらし、活動するすべてのひとが、区の貴重な財産である水と緑をまちの誇りとして認識し、次世代に引き継いでいくことを目指します。

し 識る

- ・ 区内の水と緑のある場所を知る
- ・ 日々の暮らしの中に緑を取り込み、心地よく過ごせる環境をつくっていかうとする意識を高める
- ・ 樹木や草花など、緑に関する知識を身に付ける
- ・ 緑が私たちの暮らしにもたらす様々な「緑の効果」を認識する

まち 守る

- ・ 受け継がれてきた大切な樹木や農地、屋敷林、社寺林、水辺地など、多様な生きものがすむ環境を守る
- ・ 公園や農地を活かして、暮らしの安全を守る
- ・ 公園やまちかどで花や緑を育て、まちの景観を守る
- ・ 水と緑のある、人が安らげる空間を守る

い 活かす

- ・ 生き活きとした、人々が利用したくなる水と緑を創る・育てる
- ・ 水と緑のある場所を、暮らしやすくにぎわいあふれるまちの実現のために活用する

つな 繋ぐ

- ・ 水と緑を介して人が心で繋がりが、地域が繋がる
- ・ 水と緑を誇れるまちを、次世代に繋いでいく

2 計画の体系

(1) 計画の構成と目標

計画の目指すべき姿「水と緑を誇れるまち あだち」をふまえ、「ひとづくり」と「まちづくり」に着目し以下の2つを計画目標とします。

また、「ひとづくり」と「まちづくり」の2つを連携させるプラットフォームとしての緑（※）の存在を重視して、施策を展開し取組みを進めます。

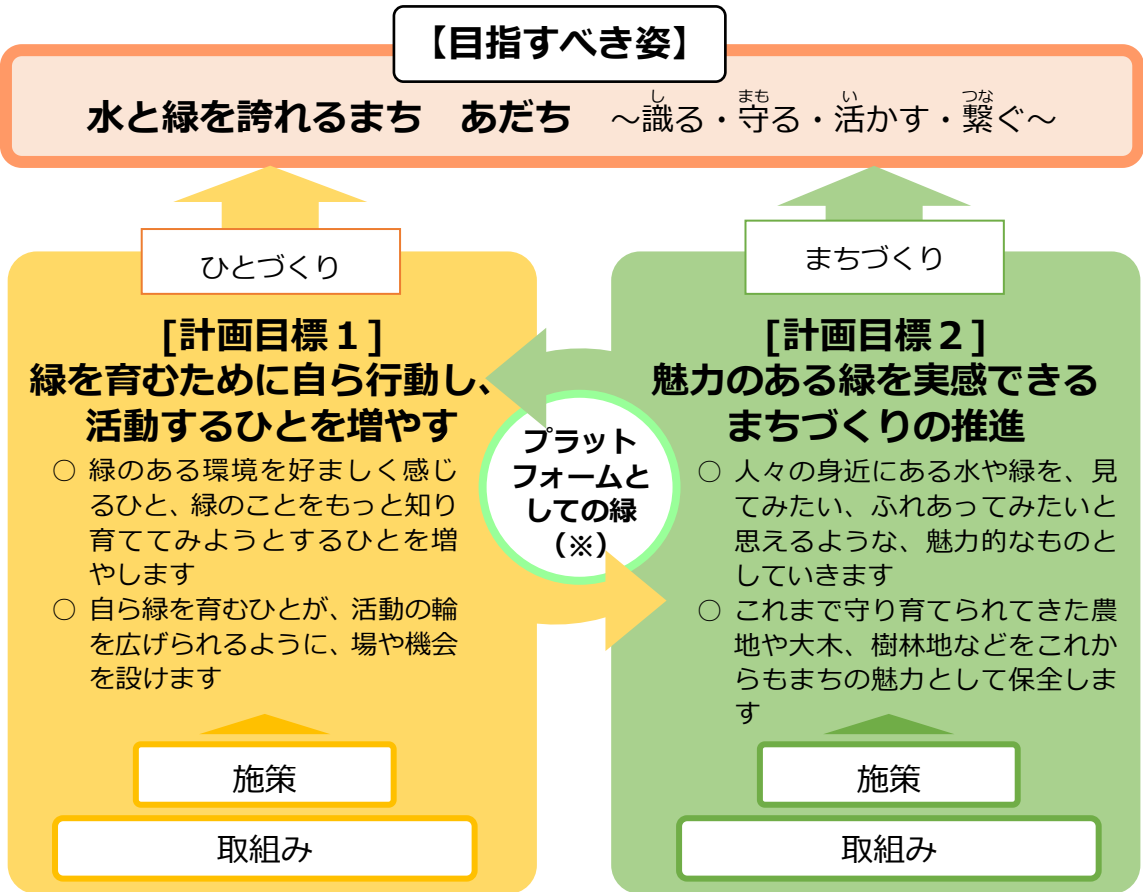


図 計画の構成と目標

※「プラットフォームとしての緑」の具体的イメージ（例）



＜身近な公園＞

- ・ 地域住民で清掃や花壇管理を行う
- ・ お祭りなどで活用する
- ・ 活動の合間に、談話等ができる居心地のよい場所がある



＜自然あふれる緑地＞

- ・ 生きものや植物の観察ができる
- ・ 生きものの保全活動に携わる



＜屋敷林や社寺林＞

- ・ 夏は涼める場所となる
- ・ 秋冬は皆で落葉掃きを行う
- ・ 集めた落ち葉で「落ち葉プール」など楽しい企画を実施する

(2) 計画目標・施策の指標

計画目標1の達成状況を測る指標は、緑を育むひとが実際にどれだけ増えたかがわかるように、「緑化活動に参加した区民の割合」(世論調査)とします。

計画目標2は、区民意識と緑の量の2つを指標とします。区民意識の指標は、「まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合」及び「景観・街並みが良好だと感じる区民の割合」(ともに世論調査)とし、両方の増加を目指します。また、実際の緑の量を測る指標は、樹木に覆われた土地の割合(樹木被覆地率*)とします。第二次計画で指標としていた緑被率*・みどり率*は、緑の実態調査で増減を確認しますが、目標の達成度を測る指標は「実感できる緑」として樹木被覆地率*を採用します。

また、各施策の指標は(3) 施策・取組み一覧(次ページ)に示すとおりです。

計画目標 1	緑を育むために自ら行動し、活動するひとを増やす		
指標	現状値	中間目標値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
緑化活動に参加した区民の割合	15.9% (令和元年)	17.4%	18.9%

計画目標 2	魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進		
指標	現状値	中間目標値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合	27.8% (令和元年)	31.6%	34.0%
景観・街並みが良好だと感じる区民の割合	44.7% (令和元年)	50.0%	55.0%
樹木で覆われた土地の割合 (樹木被覆地率)	9.4% (平成29年)	9.8%	10.2%

